

# (仮称) 小田原市保育所等訪問支援の事業の運営等に関する条例 の制定について

## 1 制定の背景

小田原市障害児通園施設つくしんぼ教室に通う児童の保護者をはじめ、同教室の卒園児の保護者からも、集団生活時における支援や同教室との連携を望む声が多数あることから、本市においても児童福祉法の規定による保育所等訪問支援の事業を実施し、専門的な支援を行うことで療育効果を図っていくものであり、その運営等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

## 2 条例で定める事項

保育所等訪問支援の利用に関し、次の事項を定めることとします。

### (1) 利用者の資格

保育所等訪問支援の利用対象となる児童は、本市の区域内に居住地を有する者であって、保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給決定の対象である障害児その他小田原市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」とします。）が必要と認める児童とします。

### (2) 利用者負担額の還付

既に納めていただいた利用者負担額は、福祉事務所長が特別の理由があると認めるときを除き、還付しないこととします。

### (3) 利用者負担額の減免

福祉事務所長が特別の理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができることとします。

## 3 施行年月日

平成29年4月1日施行（予定）